RICOH オンライン資格確認等システム サポート＆サービス利用規約

第１条（利用規約の適用）

１．リコージャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、RICOH オンライン資格確認等システム サポート＆サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）に基づき、RICOH オンライン資格確認等システム サポート＆サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

２．本サービスの利用を希望されるお客様は、利用規約に同意の上、第５条に従い本サービスを申し込むものとします。

第２条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 前項の場合、当社は、利用規約の変更内容及び変更後の利用規約の適用開始時期を、契約者が本サービス利用時に閲覧する Web サイトへの掲載その他当社の定める方法により、事前に通知するものとします。

第３条（用語の定義）

利用規約において、下記の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本サービスを利用されるエンドユーザー、または当社の販売店をいいます。
対象機器	契約者が当社より購入した、または、当社が当社指定のリース会社に販売し、当該リース会社より契約者がリースをうけている、本サービスの対象となる機器であり、(i) 別紙で定めるメーカー製のパーソナルコンピューター（以下「PC」といいます。）であり、同じく別紙で定める対象 OS がインストールされている PC、または、(ii)別紙で定めるネットワーク機器（以下「ルーター」といいます。）をいいます。
基本ソフトウェア	別紙で定めるソフトウェアをいいます。
保守対応期間	対象機器のメーカーが定めた、対象機器毎に設定される保守対応できる期間をいいます。

第４条（本サービス）

１．本サービスの内容は、第７条乃至第９条及び別紙に定めるとおりとします。

２．本サービスの提供条件は、契約者が利用申込書にて選択したサービスメニューにより異なります。サービスメニュー毎の提供条件は、第７条乃至第９条及び別紙に定めるとおりとします。

３．本サービスの提供対象地域は、日本国内に限られるものとします。

第５条（本サービスの申込条件）

１．本サービスは、対象機器の新品購入と同時、または対象機器メーカー発行の保証書に記載された保証開始日、もしくは対象機器の新品購入日から６０日以内である場合にのみ、申し込むことができるものとします。

２．本サービスは、対象機器メーカーが発行した対象機器の保証書があることを要件とします。

３．本サービスの契約期間が保守対応期間を超えるときには、本サービスの申込はできないものとします。

第６条（本サービス利用契約の成立）

1. お客様は本サービスの利用を希望する場合、利用規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上で、当社所定の利用申込書に必要事項を記入して当社に対し提出するものとします。

2.　当社は、前項の利用申込に基づき、必要となる審査等を行うものとします。当社がお客様の利用申込に対し承諾した日をもって、本サービス利用契約は成立する（以下、当社が利用申込を承諾したお客様を「契約者」といいます。）ものとします。

3.　当社は、前項の規定にかかわらず、本サービス利用契約の成立から３０日の間に次の事項に該当する場合があると判断した場合は、契約者に通知することにより直ちに本サービス利用契約を解除することができるものとします。

（１）本サービスの契約者が、当該利用申込にかかる契約上の義務を怠るおそれが明らかである場合

（２）本サービスの利用申込に虚偽の事実を記載した場合

（３）本サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合

（４）利用規約に定める禁止事項の何れかに該当するおそれがある場合

（５）第２２条（反社会的勢力との関係排除）に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合

（６）その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第７条（設置設定サービス）

１．当社は、対象機器の組み立て、及び指定場所への対象機器の設置を行います。なお、対象機器の設置方法は、据え置きによる設置のみとなり、ラック内への取り付けや特殊な場所への設置は除きます。

２．当社は、対象機器の設置に際し、契約者が利用申請書に記載して申告する設定値に従って、対象機器の設定作業を行うものとします。なお、当社は当該設定値の不備に起因する障害について、一切の責任を負わないものとします。

第８条（ハードウェア保守サービス）

１．ハードウェア保守サービスは、契約者が予め指定した問合せ担当者からの対象機器におけるハードウェア障害に関する問合せを端緒として提供されます。

２．当社は、対象機器に障害が発生した場合、対象機器の修理を実施するものとします。なお、部品交換が必要な場合には保守要員による訪問修理とします。

３．前項の訪問引取りに際し、契約者（契約者が再提供したエンドユーザーによる場合を含みます）は対象機器に保存されたデータを全て消去または第三者が閲覧できないよう適切な処置を施すものとします。

４．対象機器の外部に接続されたデバイスは、対象機器メーカー純正のデバイス（以下、「純正デバイス」といいます。）であっても、ハードウェア保守サービスの対象外とします。ただし、マウス、キーボードの純正デバイスについては、別途対象機器メーカーが定める基準に従い当社の判断により対象機器として扱う場合があるものとします。

５．対象機器の内部に接続された対象機器メーカー以外のデバイスはハードウェア保守サービスの対象外とします。

６．ハードウェア保守サービスの保証範囲は、機能保証となり、故障の内容または状況により、同一性能の同等部品または別メーカーの製品と交換する場合があるものとし、契約者はそれに同意します。

７．対象機器において、ノート型 PC のバッテリーや対象機器メーカーが定める消耗品はハードウェア保守サービスの保証範囲外とします。

第９条（再設定）

１．当社は、前条に基づく対象機器の修理に際し、HDD の初期化を実施した場合は、「OS」、「基本ソフトウェア」及び「設定値」を初期導入状態に再インストール及び再設定（以下、これを総称して「再設定」といいます。）するものとします。

２．再インストールにおいて、データの復旧、バージョンアップ作業及びパッチの導入その他の作業は実施範囲外とします。

第１０条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、別紙に定めるものとします。

第１１条（契約者の協力）

１．契約者は、当社の保守の実施にあたり、当該保守の実施に必要な情報、利用者のネットワーク等の状況ならびに対象機器の設置及び設定状況が把握できる資料等（以下、資料等といいます）を用意し、これを当社に無償で提供するものとします。

２．契約者は、当社に提供した資料等に変更があった場合または当該変更をエンドユーザーから知らされた場合は、速やかに当社に通知するものとします。

３．契約者は、当社の保守要員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、対象機器を第７条１項の設置場所から運び出すこと又は契約者（又はエンドユーザー）の事業所外へ持ち出すことを認めるものとします。

第１２条（契約者の責任）

契約者は、対象機器の障害発生に備え、契約者の費用負担において以下の各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、当社は、以下の各号について何ら責任を負うものではありません。

(1) 対象機器上で稼働するソフトウェアのバックアップ

(2) 前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ

(3) その他対象機器の記憶されたデータで、契約者が必要であると判断したデータのバックアップ

第１３条（適用除外）

以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、当社は、その実施について何ら責任を負わないものとします。

(1) 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、異常電流、当社以外の者による輸送もしくは当社以外の者により実施された改造または作業等に起因する障害または故障の修理

(2) 消耗品及び対象機器メーカーが別途定める特別保守部品等の提供及びそれらの交換作業

(3) 対象機器に記憶されたデータ及び契約者の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損及び滅失した場合の修復作業

(4) 本サービスの終了後における対象機器の不具合及び契約者の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業

(5) 対象機器へのコンピュータウイルスの感染及び外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象機器または契約者の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業

(6) 当社により対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理

(7) 天災地変、その他の不測の事故若しくは契約者の故意、過失または不正使用により生じた対象機器の障害の復旧作業

(8) 対象機器にインストールされた OS 及び基本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業

(9) 前各号の他、当社が本サービスの対象外と認める作業

第１４条（本サービスの契約期間及び契約の更新）

１．本サービスの契約期間は、別の書面で定める契約期間とします。

２．契約期間満了日の３０日前までに契約者と当社にて、本契約を更新する旨の合意を書面で行った場合、本サービスは更新されるものとします。ただし、更新後の期間が対象機器メーカーの保守対応期間を超える場合は、本サービスの適用はないものとします。

第１５条（料金等）

１．契約者は当社に対し、利用申込書に記載された本サービスにかかる料金及び別途当社が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、「料金等」といいます。）を別途合意した支払い方法にて支払うものとします。

２．理由の如何を問わず利用規約が効力を失った場合といえども、当社は、契約者により一旦支払われた料金等を契約者に返金しないものとします。

第１６条（本サービスの解約中途解約及び解除）

本サービスを解約するときは、契約者は、書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第１７条（本サービス提供の廃止）

１．当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、当社所定の方法によってサービス廃止日の２ヵ月以上前までに契約者に対してその旨を通知するものとします。

３．当社は、本条に基づきサービスを廃止した場合に契約者が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１８条（サービス提供の中止）

１．当社は、当社の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部又は一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

２．当社は、本サービスの全部又は一部を中止する場合、契約者に対してその旨を通知するものとします。

３．当社は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に契約者が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１９条（サービス提供の停止）

１．当社は、契約者が以下各号のいずれかに該当した場合、契約者に通知することなく直ちに本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。

(1) 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して契約者が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合

(2) 本サービスの申込及びその他の手続において当社に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(3) 当社の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより当社の業務に支障をきたした場合

(4) 当社に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合

(5) 利用規約に違反し、その程度が軽微でないと当社が判断した場合

(6) その他当社が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合

２．当社は、以下各号のいずれかに該当する場合、契約者に対して事前に通知することによって本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、当社は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。

(1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合

(2) その他、当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

３．当社は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に契約者が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

第２０条（秘密保持）

1.契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

(1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
(2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
(3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
(4)利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
(5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2.前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3.秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4.秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5.秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第４項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は電機通信設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。

第２１条（個人情報の取扱い）

1.当社及び契約者は本サービスの提供にあたり、相手方より提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいいます。）を本サービス遂行の目的の範囲でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。

2.個人情報の取り扱いについては、前条の規定 及びこれに加え、当社が定める個人情報の保護にかかる方針等に従って取り扱われるものとします。

3.前二項のほか、本サービスの提供に関し当社が第三者を活用してその全部または一部を実現する場合、当該第三者が自ら定める個人情報の取り扱い方針等については、これを適用しないものとします。

第２２条（反社会的勢力との取引排除）

1.当社及び契約者は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）もしくは業務従事者又は本サービス利用契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約するものとします。
(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
(2)反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
(3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(4)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること

(6)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.当社及び契約者は、本サービス利用契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約するものとします。

3.当社及び契約者は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。

(1)反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと

(2)自らもしくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと

①詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること

②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること

③相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること

④相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

4.当社又は契約者は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社又は契約者は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第２３条（解除）

1.当社又は契約者が以下各号のいずれか１つ以上に該当した場合、相手方は何等の催告を要せず、通知することにより直ちに本サービス利用契約の一部又は全部を解除することができるものとします。

(1)利用規約に定める債務を履行せず、その他本サービス利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合

(2)差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納して督促を受けた場合、又は滞納処分により財産の差押えを受けた場合

(3)振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合

(4)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始及び特別清算開始の申立てがあった場合

(5)事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する旨の決議をした場合

(6)解散事由に該当した場合

(7)資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(8)監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合

(9)秘密情報の秘密保持義務違反があった場合

(10)重大な背信行為があった場合

(11)その他本サービス利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2.当社又は契約者は、前項第２号から第９号までのいずれかに該当した場合、直ちに相手方に対してその旨を通知するものとします。

3.当社又は契約者は、本条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無に拘わらず、相手方に対して負担する一切の金銭債務（利用規約に基づく金銭債務に限らない。）につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

4.当社又は契約者は、本条第 1 項により利用契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第２４条（権利譲渡の禁止）

当社及び契約者は、相手方の書面による事前承諾を得ることなしに、本サービス利用契約に基づき生じた債権及びその他の権利

の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第２５条（損害賠償責任）

１．契約者は、当社の本契約違反による損害を被った場合に限り、契約者が損害を被った対象機器について支払った本サービスの利用料金相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、契約者が利用規約により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から６ヶ月間に限られるものとします。

２．前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは、本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、契約者の故意又は過失により発生した場合も含む。）契約者又は第三者の損害及び権利侵害について、当社は一切の責任は負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

３．契約者が利用規約に違反、不正行為、または契約者の責に帰すべき事由により、当社に損害を与える事態となった場合は、当社は契約者に対し損害賠償を請求できるものとします。

４．当社は、契約者の本サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については一切その責任を負わないものとします。

第２６条（残存条項）

理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合であっても、第１２条、第１３条、第１５条２項、第１７条、第１８条、第１９条、第２３条４項、第２５条、第２７条、第２８条および本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

第２７条（協議）

利用規約に定めなき事項又は利用規約の解釈について疑義が生じた場合、当社及び契約者は信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

第２８条（準拠法及び管轄裁判所）

利用規約に関する準拠法は日本法とし、本サービスに係る全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決するものとします。

以上